

統一地方選挙により議会の構成が変わります。

議会は誰でも傍聴できます。

※新たな構成は、次号で紹介いたします。

**議員(政治家)の寄附は法律で禁止されています。また、求めてもいけません。**

公職選挙法では、議員(政治家)が選挙区内の人にお金や物を寄附することを禁止しています。例えば、自治会の集会・旅行や地域の運動会・お祭りへの寸志・飲食物等の差入れなど、日常的に行われている寄附行為であっても議員は行うことができません。

また、有権者が議員にこのような寄附を求めることも禁じられています。

長崎市議会では、他都市において公職選挙法違反の事件が起きたのを契機に、今後とも一層法律遵守に努めていくことを決議しています。市民の皆さまも、法の趣旨等をご理解のうえ、ご協力をいただきますようお願いいたします。



※「公職選挙法遵守に関する決議」や「公職選挙法で禁止されている寄附行為」については、市議会ホームページに掲載しています。

● 議会を傍聴してみませんか ●

本会議や委員会は、どなたでも傍聴することができます。

傍聴の定員は、本会議は120名、各委員会は7名となっています。

傍聴を希望される方は、本会議は本会議場入口、委員会は議会事務局総務課において、受付簿に氏名・住所をご記入ください。

また、本会議の様子は、ケーブルテレビ、長崎市議会ホームページから生中継でご覧いただけます。

長崎市議会事務局 facebook



平日は毎日更新中! 【QRコード】

お問い合わせ先は右記のとおり。  
市民の皆さまの声をお待ちしております。

F A X 095-829-1199 (長崎市議会事務局)  
メール gikai\_gijichousa@city.nagasaki.lg.jp